

○静岡県警察職員の名刺の様式について

(平成元年3月22日甲通達警第9号)

警察職員が公務上使用する名刺については、次により平成元年4月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、「警察職員の名刺の様式について」(昭和52年甲通達監第14号)は、廃止する。

記

1 様式

別に定めるものを除き、様式例(別記様式)のとおりとする。

2 規格

(1) 用紙

ア 原則として、白色のものとする。

イ 長辺9.1センチメートル、短辺5.5センチメートルとする。

(2) 字体

原則として、正楷書体とする。

3 記載要領

(1) 様式例に例示がないものは、当該様式例に準じて表示すること。

(2) 原則として、本部長又は所属長から人事異動通知書(静岡県警察職員の任用に関する訓令(昭和43年県本部訓令第1号)様式第5号)をもって発令された職名に従い表示すること。

(3) 名刺の効用を高めるなど、特別の理由がある場合には、職名に通称名を使用する等様式例によらない表記をすることができる。この場合において、当該名刺を使用しようとする者の所属の長は、あらかじめ県本部警務課長を経由して警務部長の承認を得ること。

(4) 職名、係名等を表示する場合に、その文字の配列が不体裁になるときは、適宜その配列を変えることができる。

(5) 県本部の警部補(相当職を含む。)以下及び警察署の巡査部長(相当職を含む。)以下の職員にあつては、職名を省略することができる。

(6) 警察官の階級の表示に当たっては、警視正以上の階級表示及び巡査長の表示の場合を除き、階級の上に「静岡県」を冠すること。

(7) 人事異動通知書をもって巡査長と発令された者については、巡査の階級に代えて表示することができる。

(8) 警察行政職員のうち、鑑定監及び運転免許試験監の指定を受けた者並びに人事異動通知書をもって少年警察補導員及び交通巡視員と発令された者については警察行政職員に代えて表示することができる。

(9) 氏名には、必要により振り仮名を付することができる。

(10) 勤務所所在地及び電話番号は、必要により、その全部又は一部を省略することができる。

(11) 他の部署と兼務となっている者は、必要がある場合を除き、本務の部署のみを表示すること。

(12) 名刺に次の表示をすることができる。

ア 左上又は左下の余白に静岡県警察シンボルマスコット等運用要綱の制定について（平成8年甲通達警第22号）に定める静岡県警察シンボルマスコット、静岡県警察サブマスコット若しくは静岡県警察シンボルマークを表示し、又は貼付すること。

イ 裏面に相談窓口の電話番号を表示すること。

ウ 裏面に表面と同一内容の外国語を表示すること。